

首都高速道路債券の債権者各位 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への債務承継について

首都高速道路公団は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)に基づき、平成17年10月1日をもって解散し、首都高速道路公団発行の政府保証第181回ないし第200回首都高速道路債券、第1回ないし第13回首都高速道路債券、い号第512回ないし第591回首都高速道路債券、ろ号特別第36回ないし第42回首都高速道路債券及び政府保証は号第1回ないし第5回首都高速道路債券に係る一切の債務は、同日付で独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継いたしました。

なお、右記債券に係る債務については、同日以降、同法の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び首都高速道路株式会社が連帯して弁済の責めを負うこととなりました(ただし、国が保有している債券に係る債務について国が弁済の請求をする場合はこの限りではありません。)ので、お知らせいたします。

また、右記債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び首都高速道路株式会社の財産について一般担保権を有することとなり、今後、右記債券に関する償還公告その他債権者への通知は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び首都高速道路株式会社の名義にて行われることとなりますので、お知らせいたします。

今後とも、右記債券の流通についての法的措置は従前のとおりですので、念のため申し添えます。

平成17年10月1日

東京都港区西新橋2丁目8番6号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長 勢山 廣直
東京都千代田区霞が関1丁目4番1号
首都高速道路株式会社
代表取締役社長 橋本 鋼太郎